

宮里自治会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、沖縄市宮里自治会と称し、事務所を沖縄市宮里1丁目3番9号宮里公民館内におく。

(目的)

第2条 本会は、民主的な運営により会員の親睦と融和を図り、自治会の発展および会員の福利増進に寄与することを目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、別紙に定められた範囲とする。

(会員)

第4条 本会は、前条に定める区域に居住し、かつ本会に加入した者をもって会員とする。

- 2 本会の活動に賛同する事業所は、賛助会員とすることができる。ただし、議決権は有しない。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。但し、口頭でも可とする。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第6条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に居住しなくなった場合。
- (2) 本人より所定の手続きが会長に提出された場合。または口頭による申し出があった場合。
- (3) 会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合。

(会費)

第7条 本会の会費額は、総会で定める。

- 2 会費は世帯を単位とし世帯主が納付義務を有する。
- 3 会員に特別な事情がある場合は、会費を減額又は免除することができる。

(活動)

第8条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) ゆいまーるの精神で住民相互の融和と親睦並びに相互扶助に関する活動。
- (2) 教育、文化の向上に関する活動。

- (3) 青少年の健全育成に関する活動。
- (4) 防災、防犯、交通安全等、安全な街づくりに関する活動。
- (5) 生涯学習に関すること。
- (6) 地域の美化、環境整備に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 功労者表彰に関すること。
- (9) その他、目的達成に必要なこと。

第2章 役員等

(役員等)

第9条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
評議委員	20名以内

- 2 本会に、監事3名を置く。
- 3 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

(役員等の選出)

第10条 会長は、会員の中から会員が選挙する。

- 2 副会長は、評議委員の互選で選任し、会長が委嘱する。
- 3 評議委員は、老人会、壮年部、青年部、女子部、子ども育成会、民生委員・児童委員、自主防災組織、各委員会の代表2名をもってあてる。
- 4 監事及び顧問は、評議委員会で選任し、会長が委嘱する。

(役員等の任期)

第11条 役員等の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員等の任務)

第12条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 評議委員は、会の運営に当たる。
- (4) 監事は、本会の事務、会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 顧問は、会長の要請により本会の活動に対して指導、助言を行う。

(報酬)

第13条 会長・副会長及び監事には、手当を支給する。額については別にこれを定める。

第3章 組 織

(組織)

第14条 本会に、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議委員会
- (3) 委員会

(総会)

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、毎会計年度終了後、5月に開催する。但し、会長が必要と認めた時、または、評議委員会の議決があったときは、臨時にこれを開くことができる。
- 3 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。
- 4 総会は、会員の4分の1以上の出席をもって成立する。但し、出席できない者から委任状の提出又は口頭による連絡があった場合は、出席とみなす。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 6 天変地異その他の事情により総会が開催できない場合は、評議委員会にその権限を委譲することができる。

(総会の審議)

第16条 総会における審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 会務報告及び決算に関すること。
- (2) 活動計画及び予算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他、重要な事項。

(評議委員会)

第17条 評議委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会 長
 - (2) 副会長
 - (3) 評議委員
- 2 評議委員会は、会長が必要と認めた時に招集し、会長が議長となる。
 - 3 評議委員会は、過半数をもって成立し、委任状の提出又は口頭による連絡があった場合は出席とみなす。
 - 4 評議委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
 - 5 会長は、軽易な事項または緊急を要する事項についてや、やむを得ない理由のため評議委員会が開催できない場合は、評議委員に書面その他の方法により賛否を求め、評議委員会の議決とすることができる。

(評議委員会の審議)

第18条 評議委員会の審議は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案に関すること。
- (2) 副会長、監事及び顧問の選任に関すること。
- (3) 自治会職員の任用、給与等に関すること。
- (4) その他、必要な事項。

(委員会)

第19条 本会に委員会を設置し、任務は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
 - ア 自治会運営全般に関すること。
 - イ その他、他の委員会に属さない事項。
- (2) 教育文化委員会
 - ア 公民館活動、サークル活動に関すること。
 - イ その他、文化活動に関すること。
- (3) 保健体育委員会
 - ア 会員の健康増進に関すること。
 - イ その他、保健体育に関すること。
- (4) 環境美化委員会
 - ア 環境美化に関すること。
 - イ その他
 - 2 委員は、各委員会が適任者を推薦し、会長が委嘱する。任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
 - 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(特別委員会)

第20条 本会の運営に必要と認められた時は、特別委員会を設置することができる。

- 2 委員は、評議委員会で選任し、会長が委嘱する。

第4章 職員

(職員)

第21条 本会の事務を円滑に処理するために、次の職員を置く。

書記会計 1名 集金人 若干名

- 2 書記会計及び集金人は、会員の中から会長が選任し、評議委員会の承認を得るものとする。
- 3 書記会計は、会の庶務ならびに会計事務を処理する。
- 4 集金人は、自治会費等の徴収業務にあたる。
- 5 書記会計及び集金人の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
- 6 書記会計および集金人には、報酬を支給する。報酬額については、別にこれを定める。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動及び事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第23条 本会の資産は会長が管理し、その方法は評議員会の議決によりこれを定める。

(財産の処分等)

第24条 本会の資産のうち、第22条第1号に掲げる財産を処分又は担保に供する場合は、総会の議決を要する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

第6章 雑則

(諸帳簿)

第26条 本会に、次の諸帳簿を備える。

会則 諸規定 財産目録 備品台帳 会員名簿 役員名簿
金銭出納簿 会計帳簿 公文書綴り 議事録 予算・決算書
その他必要な書類

- 2 諸帳簿の取り扱いについては別にこれを定める。

附 則

- 1.昭和50年4月1日制定
- 2.平成10年4月10日制定
- 3.平成17年3月31日廃止
- 4.平成17年4月1日制定施行する。
- 5.平成26年5月24日一部改正施行する。
- 6.平成30年5月19日一部改正施行する。
- 7.令和元年5月18日一部改正施行する。
- 8.令和3年5月1日一部改正施行する。
- 9.令和4年5月14日一部改正施行する。